

## びわこ学院大学と信楽高原鐵道株式会社との相互協力に関する協定書

びわこ学院大学（以下「甲」という。）と信楽高原鐵道株式会社（以下「乙」という。）は、互いに交流を図り、鐵道の活性化及び学生の資質向上を目的とした相互協力に関する協定を締結する。

### （連携・協力事項）

第1条 甲および乙は、次の事項について、相互に連携協力するものとする。

- （1）鐵道の活性化に関すること
- （2）人材の育成に関すること
- （3）地域の課題解決に関すること
- （4）その他両者が協議して必要と認められる事項

### （経費）

第2条 本協定に基づいて連携協力する際に生ずる経費の負担については、その都度甲乙協議の上、決定する。

### （期間）

第3条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間同一内容で更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

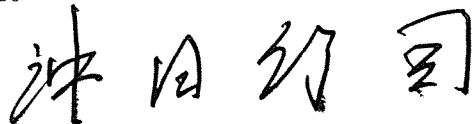
第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和7年~~12~~月/日

甲 滋賀県東近江市布施町 29

びわこ学院大学 学長



乙 滋賀県甲賀市信楽町長野 192

信楽高原鐵道株式会社  
代表取締役社長

